

障がい福祉サービス・児童通所支援の利用について

平成24年4月に改正された障害者自立支援法（現障害者総合支援法）及び児童福祉法の施行により、障がい福祉サービスや児童通所支援を利用するすべての利用者に、サービス等利用計画を作成することになりました。

サービス等利用計画とは？

障がい福祉サービス等の利用者を支援するための中心的な計画であり、利用者が自立した日常生活を営めるよう、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによってきめ細かく支援することを目指しています。また、作成した計画はモニタリング期間ごとにサービス等の利用状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画を活用することによる利点として

- ① 相談支援事業者から適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができる
 - ② 一つの計画を基に関係者が情報を共有し、一体的な支援を受けることができる
 - ③ ご本人のニーズに基づく計画を作成することで、本人中心の支援を受けることができる
- といったことが挙げられます。

※ 地域生活支援事業のサービスのみ利用される方については、サービス等利用計画の作成の必要はありません。

計画の作成方法は？

サービス等利用計画は、「指定特定相談支援事業者」又は「指定障がい児相談支援事業者」が作成します（利用者と事業者との契約が必要です）。

なお、相談支援事業者に代わり、利用者ご本人やご家族などが計画（セルフプラン）を作成することもできます。

セルフプランとは？

サービス等利用計画と同様、利用者の希望する生活・サービスなどを記載しますが、利用者ご本人やご家族などが作成できるよう容易に記載できる様式となっています。

また、相談支援事業者が作成する計画とは異なり、サービス等利用計画（本計画）の作成や支給決定後のモニタリングの実施は必要ありません。

障がい福祉サービス等の利用までの流れは裏面のとおりです



問い合わせ先

津別町役場 保健福祉課介護福祉グループ 福祉担当

TEL0152-76-2151（内線234）

障がい福祉サービス等の利用までの流れ

